

東浦町広告付案内板に係る広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東浦町の広告付案内板への広告の掲載（以下「広告の掲載」という。）に関して、東浦町有料広告掲載要綱に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告付案内板 東浦町広告付案内板の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱第2条第1項に規定により選定された者が設置する町内の公共施設案内図、庁舎案内図及び民間企業等の広告を掲載したものをいう。

(2) 設置事業者 広告付案内板を設置する事業者をいう。

(広告の掲載)

第3条 広告の掲載は、広告付案内板に行うものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、枠数及び位置は、町の承認を得て、設置事業者が決定する。

(広告掲載の募集等)

第5条 広告の掲載の募集は、町ホームページ及び設置事業者が行うものとする。

2 広告の掲載の応募は、設置事業者に行うものとする。

(広告掲載期間)

第6条 広告の掲載の期間は、広告付案内板の設置期間内とし、町の承認を得て、設置事業者が決定する。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、町と広告主の間には発生しない。

(広告掲載の取下げ)

第8条 広告主は、広告の掲載を止める場合は、設置事業者に申し出るものとする。

2 設置事業者は、前項の申出があった場合において広告の掲載を止めるときは、町の承認を得なければならない。

3 第1項の申出は、町が指定する期日までにしなければならない。

(広告の作成等)

第9条 広告の作成は、広告主と設置事業者の責任において行うものとする。

2 掲載中の広告が破損した場合は、広告主と設置事業者の責任により現状を回復するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成28年12月12日から施行する。